

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
第9号 87/9 市芦救援会 発行人 玉本 格

第3回公開口頭審理 10月26日(月)AM10~12 芦屋市役所分庁舎大会議室(予定)

処分者側釈明書の詭弁を徹底的に追及し、処分理由の不当性を明らかにしよう。

第二回公開口頭審理報告

堂々の冒頭意見陳述展開

救援会事務局

去る八月三十一日午前十時半より、第二回公開口頭審理が芦屋市分庁舎大会議室で開かれました。前回同様、精道小講堂前に救援会会員を中心として、支援する会、高教組、芦教組、市民労働者、卒業生ら約一〇〇名が集まりました。市公平委が前回同様に小さな会場しか用意せず、傍聴人枠も三十名しか我々に認めなかったため、傍聴者は廊下に溢れ、審理を見守っていました。

前回、市・市公平委のバリケードによる傍聴人妨害という事態により、審理が大巾に遅らされ、冒頭意見陳述が今回おこなわれることになっていました。

しかし、審査長による傍聴人規則などの説明が長く続き、深沢・河村両先生の意見陳述だけで終り、鈴木先生の話はまたもや次回へと引き延ばされてしまいました。

深沢先生は、被差別下の生徒の生活実態にいていねいに触れながら、そこに教師が入り込んでいくことでしか、生徒の教育権保障は可能でないこと、そのとりくみのための教育条件整備を芦屋市教育行政が自からの責任においてこの間ずっと行ってきたことを話し、松本教育長に代って以降、それらにとりくみ一切を否定し、教育への権力介入として、生徒の教育に深く関わってきた教師・組合を弾圧してきたことを明らかにし、本件事案の核心を明らかにしました。

つづいて河村先生は、市教委当局が従来の労使慣行を無視し、いかにして組合活動をねらいうちにしたいのかを話し、その不当

第二回公開口頭審理報告	堂々の冒頭意見陳述展開	救援会事務局	1
公平委の異常な対応	冒頭意見陳述	弁護士 在間 秀和	2
市芦つぶしの契機を求めた処分	何を不当というのか	深沢 忠	4
河村・深沢及び鈴木に関わる求釈明と処分者側釈明		河村 央也	6
			8

も
く
じ

労働行為性を明らかにし、不当処分撤回を強く訴えました。

「審理は本職の片手間」と居直る市公平委

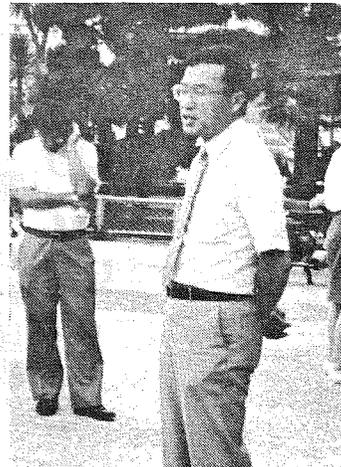
しかし閉廷時間がせまるや佐藤審査長は、一方的に事前に用意したと思われる筋書きにそって、「第三回審理は準備手続きを」と宣告しようとしたのです。残された鈴木先生の意見陳述をまったく無視する許せぬ態度に対し、場内から一斉に抗議が上り、公開審理に十分な時間をかけようという当然の主張がなされました。

その声に対して、「私は無職でいいが、他の人は仕事もあるし……」と、公平委員としての公務を、あたかも片手間仕事とばかりに居直る審査長に、場内から更に抗議がなされたのです。

そして、今回は、鈴木先生の意見陳述と、

公平委の異常な対応

弁護士 在間秀和



8/31 参加者に報告する在間弁護士

処分者側の釈明書（処分理由に対する申立人側からの求釈明に対する回答）をめぐっての論争にいいよ入っていきなりになりました。審理終了後の報告集会には多数の参加者が集まり、弁護団の在間弁護士から市公平委の審理への対応の問題点が詳しく報告されました。

六名の早期審理開始を要求する

また、六名の審理について早期審理開始を申し入れにいかれた分銅弁護士からは、「すでに四月に不服申立書を出し、処分者側の答弁書も提出され、我々の反論書も前回の公平委（七月三〇日）に提出しているのに、その内容を公平委としてまだ検討していないという事実がある。追及すると、三名の件とあわせて同じ日に審理を開こうと言ってしまうので、十分に審理を行なえるよう別の日をとろうと

いう態度が市公平委にない。早期審理開始を申し入れたので、十月中旬か十一月初旬頃に審理が開かれることになると思う」という報告がありました。

兵高教組西阪支部長からは、「今までいろいろ意見が違ったこともあったが、小異を捨てて大同につく努力を進め、お互いに頑張ろう」という意見表明を受けました。つづいて、この間つねに大量動員で臨んできている園田学園からは「尼崎の奨学金制度改悪をめぐる交渉を継続中で、弱い所を見せるとついでにこまられる状況にある。解放教育を進めてきた市芦の話聞いて改めて勉強させてもらった。今後息長くやっつけよう」。

また芦教組精中分会の方からは「義務制への攻撃がいま激化している。組合運動の原則を守り、現場の仲間の連帯を大事にしている」という力強い連帯の言葉をうけました。今後とも大量動員体制で頑張ります。

今日の審理廷は僅か一時間に限られていました。しかも最初つまらない形式的な話が一分五分か二分ばかりあってさらにかなり時間のロスがあつて結局は深沢さんと河村さんのお二人の意見陳述だけで終わってしまいました。時間がきたから鈴木先生の話は次回にしてくれということです。その後、今後の持ち方について若干のやり取りがありました。

今日の審理廷を見ていて、同じ様な事件をはかにも扱っている私たちからみまして、芦屋の公平委員会のやり方には、大きな問題を感じるわけです。一つは、前回に公平委員会がバリエードを築いて審理を混乱させたことに

対する反省がまったくないことです。鈴木先生からそのことを言われても、手落ちではないと開き直る始末です。問題は姿勢ばかりではありません。本来、被処分者の冒頭の意見陳述は、初回期日に行われるのが普通なんです。それがあんなハプニングで延びて、しかも第二回でまだ終わらないと言っているのは、異常なこととしかいえません。審理が始まるのが延びた上に、こういう形でグラグラと延ばされるのは、処分を受けた側からみたらたまたまないことであるわけです。そういうことが委員にはまったくわかっていないわけです。

次回には鈴木先生の意見陳述から始めるのが順序なのですが、審理長は準備手続きを持ちたいと言いつつ出たのです。これにはすぐ分銅先生からクレームをつけてもらいました。準備手続きというのは、審理の持ち方について関係者だけで協議しようということなんです。いわば少数で密室で段取りを決めようという事です。私たちが求めているのは、口頭公開審理です。その趣旨は大衆の監視の前でやることで審理の公平さを保とうということなんです。だから権利として法律でも認められて

いるのです。原則はすべて公開でやるべきなのに、それが全くわかっていないのです。今の段階で不必要な密室の準備手続きの話をするというやり方を見ていると、前回同様、処分者と同じ立場で我々に対処しようという権力的な姿勢が肌で感じられるわけです。

しかも今日の審理が十一時三〇分までに限られたかという点、たまたま公平委員会の定例会の日にあつたので、その時間の前にやるということだったようです。委員の時間を省くためとしか考えられません。しかし、これだけ重要な問題なら、どういう審理になるかわからんわけです。二、三時間もの普通なものです。大阪府にせよ兵庫にせよ、こういう審理は二時間単位でもたれているのが当たり前です。それなのに今日の審理長は、「私は無職だからいいが、あと二人の委員は仕事を持っているので時間的制約が大きい」と言いつつ出たのです。まるで本職の片手間にやっているかのような印象です。公平委員会というのは、あくまでも職務です。きちんと対価をもらっているのですから、本来の職務としてきちんと全うすべきなのです。まだ二回だけです、三人の委員の感覚には非常に問題を感じているわけです。

今回は十月の二六日に二時間ということは一応確保されていますが、問題なのは、なんとか準備手続きという非公開の形にもって

って公開の場合はセレモニーにしてしまおうという感覚を感じられることです。我々としては原則としてすべて公開でやるべきだという要求をしておりますし、今後そういう態度で臨みたいわけですが、非常に問題のある態度を示している公平委員会に対しては多くの方々に傍聴に集まっていたことが戦術的には一番有効だと思います。

その点で、審理廷の場が狭いといいますが、もっと収容人数を増やすべきだという意見を分銅先生に言っていたいただきましたが、我々の監視の下で真実を公平に見させ、処分の不当性を認めさせていく必要があると思います。

まだ冒頭の段階ですけれども、あと二、三回のうちには、証人尋問という段階に入ります。そうなる事実がすべて出てくるわけですから、非常に重要な段階を迎えるわけです。それ以前に委員の基本的な考え方を今の段階で直すべきはキチンと直していくということをお勧めします。我々の力で直さなければならぬと思います。そういう意味で次回々々回というのは非常に重要な審理だと思いますので、傍聴の方々の御準備をよろしく願いたいと思います。



冒頭意見陳述

市芦つぶしの契機を求めた処分

深沢 忠

不服申立人の市立芦屋高等学校
教諭、深沢です。

昨年十月一日から一ヶ月の停職
処分を受けています。この処分が
デッチ上げの処分であって、しか
も組合を弾圧する為の不当処分で
るということをお願いしたいと思
います。松本教育長にかわって、
突然市教委が変更いたしました
教育方針の転換をはかるというこ
とになったわけです。その為、
さまざまな組合を弾圧すると、前も
って弾圧していくんだということ
で、この処分が、つくられた、政
治的意図を持ったデッチ上げの処
分であるということをお願いいた
わけてです。

何を切つて

捨てるための処分か

教育委員会がこの処分によって、
教育の中で、あるいは市立芦屋高
校のなかで何を切つて捨てようと

したのか、何を切つて捨てるため
の処分であったのかという事をも
う少し詳しく申し上げたいと思
います。
例えば授業の中で何ももしないで
いつも下を向いている、質問をし
ても何も答えない子がいます。気
になります。家へ行ってみるわけ
です。そうすると、そこにはその
子どもを生んだことを後悔しなが
ら、そして本人も自分が生まれた
ことを後悔しながら生きているそ
の母と子に出会います。その子は、
戦後のアメリカ占領軍の黒人兵と
の間に生まれた混血の生徒で、し
かも被差別部落という重荷を背負
って生きている子どもでした。小
学校時代ずっとその子はいじめら
れて育ったと言います。毎日毎日
どうしたらいいかわからずに学校へ
行くことができるのか、授業中も
そんなことばかりを考えながら過
してきたと言います。勉強どころ

ではなかったわけです。そうやっ
て追い込まれたとき、その子は何
をしたかと言いますと、家にかえ
って母親がいなくて泣きこっそり
タワシを持ち出して、自分の黒い
肌を毎日毎日、皮膚がすりむける
までこすったと言います。タワシ
でこすってもその色が消えるはず
もないその皮膚を、一生懸命こす
ったのです。そんな中でその子は、
たえきれずに学校を休み始めます。
その時に心配した母親がこの子と
一緒に仕事を休むわけです。仕事
を休めば、お金が入ってこなくな
る。そうでなくても借金をかかえ
ていて、また借金が増えていく。
そんなことがわかっていても子ど
もを心配して仕事を休んで、家に
その子と一緒にいるわけです。そ
の時、母親が子どもに向かって謝ま
るわけです。「すまん」「すま
んかった」と、子どもに謝ってい
くわけです。で、あやまりながら

涙が出そうになるのを子どもに見
せまいとして、外の水道に顔を洗
いにします。顔を洗うふりをしな
がらその母親は泣き止んだ、そい
う場面を子どもは見ているわけ
です。「私が学校に行かんかったら
お母ちゃん泣くんや」「心配する
んや」「私を生んだことを後悔
するんや。そんなことさせたらあ
かんねん」いうて、また頑張っ
て学校行くわけですけども、いじ
められて追いつめられていくとい
う事実は変わりないわけです。
迫害に耐えながらずっとその子は
小学校を過ぎ、中学校を過ぎ、
そして市立芦屋高校へ進学保障制
度の中で入ってくる。で、そい
う子を目の前にして私らはどうす
るんだという話になるわけです。
あるいは、市立芦屋高校へ入学
してきて間もなく、一ヶ月もた
ないうちに学校へ出てこなくなる
生徒がいます。「兄貴たちも行け
なかった高校へ僕が初めて入学で
きた」と、本当に喜んでいた生徒
だったのです。その生徒が一ヶ月
も経たないうちに学校をやめると
言い出したのです。家へ行ってみ

るとですね、父親とその子が家の
中で憎みあって生きていくとい
う事実に出会うわけです。父親はア
ルコール中毒になっている。生活
の見通しを失なっていて、アルコ
ールに依存してしか毎日を生きられ
なくなっています。アルコール中
毒の幻覚症状で家であればまくる
ということになるわけです。母親か
ら無い金をむしり取ってパチンコ
に出かけていく。そのたびに家の
中はひっくり返る様なさわぎにな
るわけです。そのおやじを見なが
ら、子どもは父親を憎みきって
いる。父親もそれに抗議して手を出
す息子を憎みながら生活している
というふうな事実に出会うわけ
です。家がおもしろくないからで
ね、深夜までその子は家に帰って
こない。勉強どころではないわけ
です。小学校の頃からそういう生
活をくり返しています。父親があ
ばれると、母親と一緒に毛布一枚
もって深夜まで芦屋の浜をうろ
つくわけです。二時か三時ごろにな
って、父親がもう寝しずまった頃
を見はからって、帰ってきて寝た
と見えます。そんな生活をくり返
しながら生徒たちは、進学保障制
度を中心とした、そういう生徒たち

受け入れて一緒に頑張っていくん
やという体制の中で、市立芦屋高
校へたどりついてくるのです。当
然、中学校のそれらの生徒を市立
芦屋高校へつなぐという作業があ
ることなわけです。
こういう生徒たちは、今までの
試験制度の中でははじめから高校
の門をくぐらない、高校から排除
されている。
全日制普通高校の教師である
私達は本来ならば出会うことな
った生徒に、出会うことにな
ったのです。
また、私達の教育活動というの
は、入学式がすすんで生徒たちが学
校へ来始めるのを待ってから取り
かかるというふうなのんびりした
ものでもありませんでした。生徒
たちが入学する以前から生徒の家
庭訪問をくり返していくというこ
とも必要となるわけです。入学式
というのは子どもにとって、新た
な出発として非常に大事な場面に
なるわけです。特に朝鮮人の子に
とっては、非常に大事な第一歩に
なります。私達は、朝鮮人の生徒
に本名で学校に来いという話をし
ていきます。例えば、Rという生
徒がいたわけですけれども、その

子の家を訪ねます。突然ですね、
入学式もすまないうちに教師が訪
ねてきて、本名で学校へ来てはど
うかということをお話し出さず。
最初
は家へも入れてもらえないわけ
です。信用してもらえないわけ
です。やっとな家の中へ入れてもら
て話をしていくわけですが、その
中で、子どもはですね、朝鮮人の
母親を前にして自分が朝鮮人に
なれたことを悔んでいる、そのこ
とで母親や父親を恨んでいるとい
う話をするわけです。かわいらし
い、おとなしそうな女の子が、鼻
水をたらし、泣きながらそういう
話を一生懸命していくわけです。
たれてくる鼻水をふく余裕もない
わけです。で、必死にですね、本
人は自分が朝鮮人であることから
逃げ出して、日本人になり切ろう
としているわけです。朝鮮人とし
ての自分の存在を消し去ってしま
おうとしているのです。ここにも
親と子の間に裂け目を見せま
うわけです。私達は、この朝鮮人の
親と子をなんとかしてつないでい
かんとかあかん、その子が朝鮮人
として市立芦屋高校に入ってきて、
そのために私達ができる事は何な

のかということをお考えさせられる
そういう事柄に出会っていくわけ
です。
取り消しを求める
そして、それは、芦屋市の教育
委員会が、「同和教育」というこ
とで、この間ずっと掲げてきた中
心的な課題でもあったわけ
です。私達はその課題にそって、ここ十
数年取り組んできたつもりでいま
した。ところが、松本教育長に
変わって、突然に教育委員会の
が始めると、むしろそういうこと
を熱心にやってきた教師だから
そじゃまになってきたわけ
です。「教育改革」の名のもとに、これ
まで述べて来たような生徒をい
さい切り捨てていく、その為
にこれまでの教育方針、教育運
動方針を掲げてきた市立芦屋高
校の教職員組合というのじゃま
になる。教育委員会が「教育改
革」の名のもとに生徒を切り
捨てていくための弾圧として、
今回の処分が用意されたとい
うことは、その後の強制配転
あるいは「学校改革」を見て
も明らかです。市教委はこの非
を認め、九名の処分を取消す
ことを求めます。

何を不当というのか

河村 央也

一、私および深沢、鈴木の三名に対しておこなった処分、そして年度末の六名に対する強制配転処分は、労働組合つぶしであり、多くの不当労働行為であります。当局はその非を認められたいに對するこの不当処分を取り消すように求めます。

二、私は一九七三年秋から一九八七年三月まで市立芦屋高校で働きました。

私が最初に市芦で取り組んだことは、障害生の進学保障でした。一九七四年全国で初めて障害児学級卒業生が普通高校に進学しました。

市芦で実際に障害生の高校進学が実現したという事実は、障害生の教育権の保障運動にとつて、まさに希望の光であります。芦屋市当局は、これをつぶそうとしてくるのだということを、はじめに述べておきたい。

さて私は、このように自ら一つ一つ

三、私は、一九七七年より兵庫高教組市芦分会およびその上部組織である、西阪神支部の役員をつとめてきました。

今回の私に対する処分は、一九八五年の勤務時間帯のなかでの私の西阪神支部での組合活動を理由にしています。

(一)しかし火曜日の兵庫高教組西阪神支部執行委員会に、いわゆる「勤務時間」帯のなかで出席することは、確立された労使慣行であり、労働組合の既得権でした。

(二)このような勤務時間帯のなかでの組合活動はまったく正当なことです。なぜか。教員の勤務は、教材準備や生徒指導、研修活動が不定型に勤務時間帯の外においても頻繁になされ、またそれが教育活動を支えるうえで不可欠であります。従って教員の勤務時間は一週四二時間(芦屋の場合)が定められているだけであり、それをどのように割り振るかは個々の教員で違つてよいのです。

事実、私は一九七七年西阪神支部会計、一九八〇年西阪神支部支部長であり、また、一九七八年、一九八五年西阪神支部執行委員をつとめてきたが、いずれにおいても火曜日の組合活動と、会計や支部長ではさらに月曜日の午後と木曜日の午後職場を離れて組合活動をしてきました。

ですから教員がその年度の職務上の任務分担と校務分掌を果たしている限りにおいて、年度当初の学校長との確認のもと、いわゆる勤務時間帯のなかで一定の時間帯を勤務時間とせず、その分の仕事を外の時間に行い、その時間帯で組合活動を行うことはまったく正当なことです。しかもこれは、判例にもあるように年間を通じて必要に応じて変更して良いのです。

そしてこれは年度当初に学校長と勤務時間帯に連絡し、授業時間をそこは空けるようにしてきました。かつては時間割表にも明確に二本線で組合活動のために時間を空けていることを記入し、この時間割表は当然市教委当局にも届けられ、当局はそれを承知していた。

さらに、教育労働に対してはわずか賃金の四多分が「時間外手当相当」として支払われることをもって、一切の労働基準法の時間外手当が支払われておりません。そのためにも文部省をはじめ各教育委

会執行委員。組合側は、教育労働におけるいわゆる勤務時間内組合活動が労使慣行として確認されてきた経過、およびその正当性について主張し、「年休を出せ」というのならその根拠をだせ。」と追求しました。それに対して当局は一切答えることができず、改めて検討しなおすことになりました。したがって当然慣行の変更には到らなかったのです。組合はこの交渉結果を学校長にも報告し、従来どおりでいくことを通告しました。

四、一九八六年九月になって、組合はこの問題に対する交渉を申し入れました。しかしながら、その申し入れには応じないままに一九八六年九月二十九日になって突然に、この支部執行委員会出席という組合活動を理由として当時の委員長である私と、書記長の深沢さんへの停職処分、また市高労働組合創設以来の活動家である鈴木さんの強制配転処分を出してきました。これは完全な組合潰し以外の何物でもありません。この不当労働行為であります。

(三)従って当然、その変更は労働組合との交渉事項であり、一方的な変更は無効であります。

五、私は市高労働組合の一員として、また組合執行部として、初めに述べました観点より一貫して職場の組合運動をすすめることに、芦屋地域の部落解放同盟、芦屋市教職員組合とともに、地域の教育要求を実現するために三者共闘、またそれを発展させた教育共闘会議を組織し、その中心として闘ってきました。一九八二年に始まる芦屋市の同和行政の見直しという行政反動にたいして、これに正面から反対し闘ってきました。

六、私は、このような国家の権力による労働組合の民主的権利や地域の子供の教育権の否定はファシズムであり、それを許すならば、再び日本が軍国主義の道に進むことを許すことになると考えます。従って、私は「教え子を再び戦場に送るな!」という日教組運動の原点から今回の処分を許すことはできません。改めて芦屋市教育委員会当局がその非を認めて処分を取り消すことを要求します。

市教委当局の出席者は、溝田教職員課長と中務主査、組合側は分

人々を踏みつけ、そのことにさえ気が付かぬ者には、大声で「バカヤロー」と叫ぶのがよい。上品ぶって抑えているとストレスがたまるばかりである。当の本人は是非を通して言っても、大体自分が何を

成人すると今度は八年寄りV風を吹かす。仕末に困る。腹は立つが八年寄りVの冷水と受け止め、小言も呆け防止対策と聞き流す。「バカヤロー」と叫びたい八年寄りVと市芦審理で出会っている。

傍聴記

市芦 山上 強

仕末に困る年寄り

人を踏みつけ、そのことにさえ気が付かぬ者には、大声で「バカヤロー」と叫ぶのがよい。上品ぶって抑えているとストレスがたまるばかりである。当の本人は是非を通して言っても、大体自分が何を

成人すると今度は八年寄りV風を吹かす。仕末に困る。腹は立つが八年寄りVの冷水と受け止め、小言も呆け防止対策と聞き流す。「バカヤロー」と叫びたい八年寄りVと市芦審理で出会っている。

成人すると今度は八年寄りV風を吹かす。仕末に困る。腹は立つが八年寄りVの冷水と受け止め、小言も呆け防止対策と聞き流す。「バカヤロー」と叫びたい八年寄りVと市芦審理で出会っている。

昭和六二年七月一四日
昭和六一年(第)第一号

芦屋市公平委員会委員長 佐藤貞晴殿

不服申立人 河村央也

上記代理人弁護士 在間秀和

村田 喬

分銅一臣

求釈明書

上記事件について、不服申立人は処分者の昭和六二年二月十二日付答弁書に対して、次のとおり釈明を求めます。

記

1. 処分者は昭和六一年九月二十九日、カメラ、テープレコーダーを用意していた事実を認めているが、何の目的で、誰の指示により用意をしていたのか明らかにされたい。
2. 処分者は一五〜一六名の職員が校長室に

河村・深沢及び鈴木に
関わる求釈明と処分者側釈明

昭和六二年八月二五日
昭和六一年(第)第一号

審査請求人 河村央也

処分者 芦屋市教育委員会

芦屋市公平委員会委員長 佐藤貞晴殿

処分者主任代理人 俵 正市

代理人 寺内則雄

第二準備書面

昭和六二年七月一四日付不服申立人の求釈明書について下記のとおり答弁します。

1. 求釈明第1項及び第2項について
昭和六一年九月二十九日の校長室における

状況については、不服申立人の「不服申立の理由」に対する認否に關して補足説明をしたままであって、本件処分理由とは関係がないので釈明の限りでないと考える。

2. 求釈明第3項及び第4項について
芦屋市立芦屋高等学校における始業時刻及び終業時刻並びに休憩時間は下記のとおりであって、その割振りは、「芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に關する条例」第2条、芦屋市教育委員会委任規則により芦屋市教育委員会から委任を受けた教育長が行ない、その内容について校長より職員に周知させているところである。

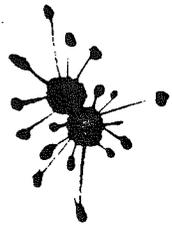
ところで、本件処分説明書別表記載の無

解説

上記「求釈明書」は、不服申立人側が処分者側の「答弁書」——処分者の正当性をまず最初に主張したもの——を素直に読んでみても、主張内容が不明確、意味不明な部分——処分者は処分の不当性を隠蔽するため意図的にそうすることがある——がある時、そこを審理の場ではっきりさせる目的をもって質問したものです。不明確な部分を後々まで残しておく、都合が悪くなると後で「実はその意味はこうなんです」と内容を変更するかも知れません。それに明確な為に、こちら側の主張の前提がアイマイになり、推論に基づく主張をしなければなりません。この為にも是非必要です。

「第二準備書面」は処分者側の、それに対する答えです。これを読んでみると、好き放題に言っています。いずれ審理の進行の中で虚を暴露してゆくこととなります。

十月二十六日の審理で、このやりとりをします。



入って来た旨主張するが、具体的に氏名を特定されたい。

3. 別表記載の無断職場離脱と主張される各時間帯の始期と終期は、夫々、不服申立人の如何なる行為を指すのか明らかにされたい。

亦、如何なる方法で、誰が特定したものが明らかにされたい。

4. 処分者は、不服申立人の勤務時間は一週四二時間であることは認めておられるが、然りとすれば、何故に別表記載の各時間帯

が無断職場離脱となるのか明らかにされたい。

亦、一週四二時間の割振りは誰がどの様になすのか明らかにされたい。

5. 処分者は「芦屋市教育委員会事務局等職員の服務規則」が不服申立人に「適用」されると主張されるが、その根拠を明らかにされたい。

6. 処分者は、予め所属長前田和夫が不服申立人に注意をなしていた旨主張するが、何時、何処で、どのような注意を、不服申立

人に対してなしていたのか明らかにされたい。

7. 処分者は、前田校長が昭和六〇年四月一三日、河村ら昭和六〇年度組合執行部に対し、口頭で通告した旨主張するが、組合執行部とは具体的に誰か。

亦、その後一年間口頭で注意をし続けてきた旨主張するが、何時・何処でどのような内容の注意をなしたのか、具体的に明らかにされたい。

更に、昭和六一年四月九日、河村、深沢

断職場離脱時間の各始・終期の時刻は、不服申立人が同人の勤務場所である芦屋市立芦屋高等学校にいなかったこと(不在)を校長あるいは教頭が確認したものを指す(なお、昭和六一年一月一四日における無断職場離脱時間の終期が一七:〇〇となっているのは、不服申立人が当該時刻に帰校したことを確認したからである)。そして、「芦屋市教育委員会事務局等職員の服務規則」第3条の規定によって、不服申立人は、始業時刻前に出勤し終業時刻後でなければ退庁することは出来ないし、同規則第8条第10条、第19条の規定によって、勤務時間中私事のため職務をはなれ又は退庁しようとする場合は、教育機関の長たる校長に届出、出張を命ぜられたときは出張命令簿に

昭和六二年三月三一日まで。

平日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
平日	八:三〇	一六:四〇	一五:四九〜一六:三四
土曜日	八:三〇	一一:四〇	

3. 求釈明第5項について
根拠規定は「芦屋市教育委員会事務局等職員の服務規則」第19条である。

4. 求釈明第6項について
昭和六〇年四月一三日不服申立人ら昭和六〇年度組合執行部に対し、校長室において口頭で通告したのを始めとして、不服申立人河村に無届け職場離脱の以前又は当該翌日以降に口頭で違反行為の再犯に対する戒めや「年休届」を出すよう注意していたことを指す。

(1) 実施期間：昭和六一年三月三一日まで。

平日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
平日	八:三〇	一六:四〇	一五:四九〜一六:三四
土曜日	八:三〇	一一:四〇	

(2) 実施期間：昭和六一年四月一日から昭和六一年八月三一日まで。

平日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
平日	八:三〇	一六:五七	一五:五七〜一六:四二
土曜日	八:三〇	一一:〇〇	

(3) 実施期間：昭和六一年九月一日から

平日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
平日	八:三〇	一六:五七	一五:五七〜一六:四二
土曜日	八:三〇	一一:〇〇	

5. 求釈明第7項について

ら昭和六一年度執行部に対しても通告した旨主張されるが、組合執行部とは具体的に誰か。

8. 昭和六一年五月一三日、不服申立人深沢のレターボックスに入っていた注意文書は法的に如何なる権限に基づいて出された法的には如何なる意味を持つ文書か。

亦、どのような場合にこうした文書が出されるのか明らかにされたい。
9. 本件以前に芦屋市立芦屋高等学校において、無断職場離脱の例は存在するか、ある

組合執行部とは、校長室における昭和六〇年四月一三日の話し合いに出席した芦屋市立芦屋高等学校教職員組合の役員を指す。
また、その後一年間口頭で注意したというのは、前記教職員組合の執行委員長である不服申立人河村に対し無届け職場離脱の直前又は当該翌日に「年休届」を出すよう注意していたことを指す。

次に昭和六一年四月九日の点は、同日における話し合いに出席した芦屋市立芦屋高等学校教職員組合の役員を指す。
6. 求釈明第8項について
法的根拠は学校教育法第28条第3項、第51条であり、服務規律違反に対し注意するに際し文書をもってするものである。

7. 求釈明第9項について

とすればその例及び処分内容を明らかにせよ。
10. 本件懲戒処分に至った具体的手続及びその審議経過について明らかにされたい。

昭和六二年七月一四日
昭和六一年(不)第三号
芦屋市公平委員会委員長 佐藤貞治殿
不服申立人 鈴木紀之
上記代理人弁護士 在間秀和
村田 喬
分銅一臣

答弁書及び第一準備書面において処分者が主張していない事項であるので釈明の限りでないと考える。
8. 求釈明第10項について
本件懲戒処分の手続に瑕疵があると主張されるのであれば、まず不服申立人においてこれを主張されたい。 以上

昭和六二年八月二五日
昭和六一年(不)第三号
芦屋市公平委員会委員長 佐藤貞治殿
処分者主任代理人 俵 正市
代理人 寺内則雄

第二準備書面
昭和六二年七月一四日付不服申立人の求釈

1. 求釈明第1項について
芦屋市職員定数条例第2条により高等学校の校長および教員五七人と規定されているが、この定数は、現に高等学校に勤務する校長および教員のほか事務局に勤務する指導主事を含んだものである。なお、昭和六〇年度末現在、芦屋市立芦屋高等学校に勤務する校長および教員は四四名であったところ、答弁書記載のとおり、昭和六一年度入学の第一学年の学級数が五から四に減少したため、その部分だけを定数標準法に照応させても教員二名の過員を生ずることになった。
2. 求釈明第2項について

2. 過員とは如何なる意味か、具体的に明らかにされたい。
3. 処分者は、過員を解消しないまま新年度を迎えることとなったと主張されるが、何故に年度途中たる一〇月一日付で過員解消のための人事異動がなされたのか、その理由を明らかにされたい。
4. 処分者は人事異動の基本方針を有しているか、有しているとすれば、昭和六〇年度及び、昭和六一年度の人事異動の基本方針、実施要領を明らかにされたい。

5. 通常、人事異動に際して所属長からの意見申がなされるか、本件についてはなされたか、なされたとすればその内容を具体的に明らかにされたい。
6. 通常、教職員の人事異動については内示はなされるか、本件について内示をなされたのか、又、内示が本件についてなされなかったとすれば、その理由は何か。
7. 芦屋市立芦屋高等学校教員の過去一〇年間にわたる人事異動の実例を明らかにされたい。

又、上記各人事異動について異動の時期、所属長の意見申、本人の同意、内示の有無を夫々明らかにされたい。
8. 昭和六三年度全国高等学校総合体育大会芦屋市準備事務局のなすべき具体的業務事業計画を明らかにされたい。
又、それに伴う人員配置計画を明らかにされたい。
9. 上記事務局の事務局員数、及び、各事務局員の職務分掌を明らかにされたい。
10. 担当の指導部主幹から増員要請があった

答弁書記載の過員とは、学級数が一つ減少したので、定数標準法に照応させて二名の過員を生じたことを指す。
3. 求釈明第3項について
一〇月一日は定例ではないが異動の時期である。
4. 求釈明第4項について
処分者は職員異動方針を決めているが、公表するような人事異動の基本方針、実施要領等は存しない。
5. 求釈明第5項について
法律上人事異動に所属長の意見申は必ずしも必要とされていない。本件において、処分者は所属長の意見申について主張をしていないので釈明の限りでないと考える。
6. 求釈明第6項について

法律上人事異動に内示は必ずしも必要とされていない。本件において、処分者は内示について主張していないので釈明の限りでないと考える。
7. 求釈明第7項について
本件において、処分者の主張していない事項であるから釈明の限りでないと考える。
8. 求釈明第8項について
事業計画は別紙1のとおりである。
なお、人員配置計画については釈明の必要性を明らかにされたい。
9. 求釈明第9項について
事務局員数は、事務局長(指導部長兼務)一名、事務局次長(指導部主幹兼務)一名、事務局員三名(申立人、嘱託一名、非常勤員派遣職員一名)である。

また職務分掌は別紙2のとおりであり、事務局員のうち申立人は連絡調整係、嘱託は総務係、非常勤員派遣職員は競技式典係を担当している。
10. 求釈明第10項について
昭和六一年度当初から準備委員会の設立、設立後の同会と各関係機関との連絡調整等に関し、再三増員要請があった。また別紙1の業務推進計画表記載の各年度の業務が増大することが予想された。
11. 求釈明第11項について
芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の別表教育職給料表の適用者を指す。
12. 求釈明第12項について
不服申立人が承知しているはずであり釈明の限りでないと考える。

のは何時か、亦、その具体的内容を明らかにせよ。

特に、業務量の増大とは具体的にどのような状態が予想されたのか明らかにされたい。

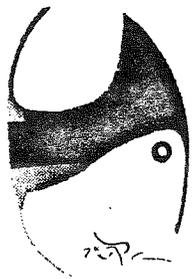
11. 処分者は不服申立人が教育職を保有したまま指導主事に命じられた旨主張するが、ここに言う教育職とは何か、明らかにされたい。

12. 不服申立人の昭和六一年四月以降現在に至る迄の給与の明細を明らかにせよ。

13. 求釈明第13項について

勤務時間は、一週四二時間で「芦屋市職員勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」第2条に定めるところである。勤務場所は体育館青少年センター内事務局である。

以上



13. 不服申立人の勤務時間と、勤務場所を明らかにせよ。

風のたより

当り前が異常の世界

聞けば聞く程、読めば読む程に、市公平委員会、市教委事務局のエゲツなさが耳に、目に飛び込んできます。ただ、市教委が市芦に対して昨年から対してきた仕打ちを見れば、さもありませんという気がしないではありません。頭が変われば、胴も尻尾もみな右を向く有様、何がうれしくてそう出来るのか分かり

活動日誌〈抜粋〉 1987.8.16 ~ 9.16

8・16 ~ 31 市教委会議録閲覧。教職員課が

「公開制限」内規をデッチ上げて妨害にかかると。

20 市教委・校長に対し、勤務時間を含む兵高教組統一要求書を市芦分会が提出。

25 処分者側が、三先生の事案についての釈明書を公平委に提出。

27 救援会通信No.8発送。

28 法対会議。

31 第二回公開口頭審理。

9・1 芦屋市長に「教育改革に関する話し合い」要請書を市芦分会が提出。

ません。世の中の動き、潮流がある方向に向かう時にはそんなものなのでしょう。抵抗をすることは言いませんが、何かおかしい、自分が失われてゆくことに對する恐怖感が、彼らにはないのだろうかと思われまます。

一方、まわりがそれだけ急激に崩れてしまふと、今市芦に残っておられる先生方、飛ばされた先生方の在り様が、妙に鮮明になってきているようです。あの松本教育長が、マンションを高くしてやると豪語したあの芦屋であればそれも余計に目立ってきます。でも、頑張っておられる先生方も、言ってみれば、私の生き方は私が決めると当たり前前のことを言ってるだけなのに目立つのが異常ですね。

6 芦屋の教育を考える市民の会に参加。

9 市教委の再事務監査市芦に入る。

10 療休の障害研顧問教師の授業を一方的に他教師に振り分ける職務命令。

11 校長が「部落研生徒との話し合い打ち切り、部予算棚上げ、生徒の活動を止めないと顧問を処分」と顧問に通告。

14 障害研顧問教師一同による要請文(社会科学正式教員の復帰、配置の要請)を校長に提出。

16 校長が「生徒を話し合いに来させるな」と部落研顧問に恫喝の職務命令。